

# 検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:23-0107)  
2023年09月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和5年8月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0831第3号」により、測定項目に検査実施料が新設されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

## ■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
乳癌悪性度判定検査	43500点

## ■ 適用日

2023(R5)年 9月 1日(金)から適用

## ▼ 新規保険収載

測定項目	乳癌悪性度判定検査
保険点数	2500点×3回分+4000点×2回分 8000点×2回分+12000点×1回分
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料（100点）
診療報酬点数表区分	「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」 「イ」処理が容易なもの 「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもの + 「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」 「イ」処理が容易なもの 「注1 イ」2項目 + 「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」 「イ」処理が容易なもの 「注1 ハ」4項目以上 + 「B011-5」がんゲノムプロファイリング評価提供料
留意事項	<p>～(略)～</p> <p>(17) 乳癌悪性度判定検査</p> <p>ア ホルモン受容体陽性かつHER2陰性であって、リンパ節転移陰性、微小転移又はリンパ節転移1～3個の早期浸潤性乳癌患者を対象に、遠隔再発リスクの提示及び化学療法の要否の決定を目的として、腫瘍組織から抽出した21遺伝子のRNA発現の定量値に基づき乳癌悪性度判定検査を実施した場合は、本区分の「1」の「イ」の(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数3回分、「注1」の「イ」2項目の所定点数2回分、「ハ」4項目以上の所定点数2回分及び区分番号「B011-5」がんゲノムプロファイリング評価提供料の所定点数を合算した点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から患者1人につき2回以上実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的な理由を記載すること。</p> <p>イ 本検査の実施に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にホルモン受容体、HER2の検査結果及びリンパ節転移の状況について記載すること。</p> <p>～(略)～</p>